

## 会議内容（要約）

会議名	第1回 串本町役場庁舎建設検討委員会
開催日時	平成23年7月26日(火) 午後7時より(20時25分終了)
開催場所	串本町役場本庁舎 別館4階会議室
出席委員	小森正人、中村省一、須賀節夫、生熊和道、山口美野枝、尾崎和貴、室 宣行、中筋雄四郎、堀 登世、中野 實、田仲康慧、芝崎晴一、仙名静子、谷口好布、寺田展治
当 局	田嶋町長、清野副町長、稲生課長、鈴木副課長、大芝主査

### 内 容

去る7月26日(火)午後7時より、第1回串本町役場庁舎建設検討委員会が開催されました。

この日の会議次第は、次のとおりです。

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長挨拶
4. 串本町役場庁舎建設検討委員会設置要綱について
5. 委員紹介
6. 委員長、副委員長の選出
7. 諮問
8. 委員長挨拶
9. 議事
  - (1) 委員会の会議運営について
  - (2) 庁舎建設に係る経緯について
  - (3) 建設スケジュールに係る考え方(案)について
  - (4) その他
10. その他
11. 閉会

開会し先ず初めに、田嶋町長が委員の皆さまに委嘱状の伝達を行いました。続いて町長が挨拶を行い、このなかで庁舎建設に係るこれまでの経緯、また今後の取り組みについての考えを述べました。

経緯については、旧串本町と旧古座町との合併協議によってまとめられた新町建設計画において、『合併後しかるべき時期に再整備を行います。』と計画されています。新病院の建設、次に消防防災センターの建設、そして役場庁舎の建設と、計画に基づき整備を進めていること。

次に、今後の取り組みとして、合併したことによって認められる合併特例

債は、平成 27 年度を最終年度として期限切れとなることで、当初はその時期に合わせて検討していくことを考えていたが、東日本大震災が発生し、その被災状況のなかで、役場庁舎が津波によって大きな被害を受けたために、復興に向け必要な罹災手続き等を行うこともできず、復興・復旧が遅れている状況が伝わってきていることから、もっと早い段階から、庁舎建設に関して十分に協議していく必要があるとの認識を持ったこと。

また、現在の役場内の取り組みとして、防災対策室を中心に各課から職員が参加し、それに専門家も加わった『防災庁内ワーキンググループ』を立ち上げ、3 班体制で、早急に取り組むべき減災、防災対策について協議を進めていることを説明しました。

最後に、「これから 1 年にわたっての検討になりますが、皆さまのお知恵をお借りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。」と挨拶を締めくくりました。

次第 4 の本委員会の設置要綱について、事務局より説明しました。

次第 6 の委員長及び副委員長選出では、委員長に中筋雄四郎さんが、副委員長に田仲康慧さんが選出されました。

次第 7 では、設置要綱に基づき、田嶋町長より中筋委員長に対し、役場庁舎建設に係る基本構想の策定について諮問を行いました。

次第 8 では、中筋委員長が挨拶をし、「委員長という責任の重い役に就き、気を引き締め臨んでいきたい。」、また、「検討委員会の委員に就任することになって、あらためて東日本大震災に関する新聞記事等を見て、住民と役場との関係が強く深いものであることを感じた。住民の方のなかにも、これまでは特に役場について意識をしていなかったのが、震災後、役場の見方や認識が変わったのではないかと思います。」と述べられ、最後に、「私たち委員会は、役場庁舎建設という大きなテーマの諮問に対し応えていかなければなりません。委員も皆さま方それぞれお持ちの考え、さらには創造的なご意見を出していただくことで、その目標に近づいていけるものと信じています。」と抱負を述べられました。

続いて議事に入りました。この日の議事は次の 3 件であり、事務局より資料に基づき説明しました。

- (1) 委員会の会議運営について
- (2) 庁舎建設に係る経緯について
- (3) 建設スケジュールに係る考え方(案)について
- (4) その他

(1)について、会議は原則として公開とすること。ただし、公開することにより、議事運営に著しい支障が生じると明らかに予想されるときは、委員会に諮ったうえで、非公開とすることが委員会です承されました。

そのほか、会議資料は、町ホームページで公開し、総務課において閲覧できること。

傍聴について、定員は開催する会場の状況等を勘案して委員長があらかじめ定員を定めること。

定員を超える場合は、先着順により決定すること。

会議録については作成し、会議録は総務課において閲覧することができる。

会議録を要約した内容について、町ホームページで公開することが確認されました。

(2)について、役場庁舎建設に係る経緯として、旧串本町及び旧古座町との合併協議で出された方針、また、合併後の新町のまちづくりの指針となる新町建設計画で決められた方針について説明しました。

(3)について、役場庁舎建設についてまだ決定されていませんが、1つの目安、考え方として、庁舎建設に係る事業費について、合併特例債を使う場合、平成27年度で期限切れとなるため、それを基準としたスケジュールについて説明しました。説明後、次のとおり質疑応答が行われました。

(委員) スケジュールのなかで、用地取得、用地造成とあるが、現在、役場がある場所に、新たに庁舎を建設することはないのか。

(事務局) このスケジュールは、仮に用地取得が必要となった場合、このような工程となってくることを示したものであり、現段階において何も決まっているわけではありません。

(4)のその他のところで、次のとおり質疑応答が行われました。

(委員) 合併特例債は、長期の利息分を含めると4割ほどを町で負担することになり、町の人口は減少傾向にあり、税収入や地方交付税も増加する見通しがなく、夕張市のような自治体もある全国的な状況のなか、合併特例債が使えるからと借金をして、将来の返済について十分考えられているか。

(町長) 庁舎建設の考え方として、1つは、庁舎が2つあることによって効率性が悪い点。行政機能をスリム化し、効率性を高めるためにも庁舎を1つに整備することで、経費の削減が図られる。

もう1つは、合併特例債を使うことが可能な平成27年度が過ぎてしまえば、新しく庁舎を建設する、しないの議論自体できなくなってしまう。

委員の言われたことを含め、この委員会において議論を深めてい

き、今後、必要な資料をお示ししながら、方向性を見出していただきたい。

(副町長) 夕張市の問題を教訓に、財政健全化法という法律がつけられました。それは、問題となった特別会計については、これまで公表が義務付けられていなかったため、特別会計を隠れみのに借金が重ねられていったことから、これからは公表しないといけないというものであります。起債限度額が決められ、すべて公表しなさいということになっています。

現在、串本町では財政健全化法で問われるような問題は生じていません。

今後も問題が生じないように、財政健全化に係る取り組みを続けていきます。

(委員) 町民は苦しい状況にあるなか、庁舎を建設することで、住民税が上がり、町民の負担となるようなことにならないか。

(副町長) 住民税の限度は、地方税法で決められている。住民税、固定資産税について、串本町では最低の率で計算されており、夕張市のように財政再建団体になるようなことがあれば、最高限度額まで率が上がることはあるが、串本町では住民の皆さまにご負担をかけることはないので、その点ご理解いただきたい。

次第 10 のその他として、事務局より次回の検討委員会の開催について、本委員会のアドバイザーを務めていただく、国立和歌山工業高等専門学校・環境都市工学科・小池信昭准教授の講義を予定させていただいていることを報告しました。

以上